

厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）附則第73条第1項により読み替えられた同法第24条第3項の規定に基づき、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「児童」という。）に係る保育所、認定こども園（法27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は地域型保育事業（以下これらを「保育所等」という。）の利用に係る調整（以下「利用調整」という。）を適切に行うため必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、法の定めるところによる。

(利用調整)

第3条 利用調整は、保護者が希望する保育所等の順位を優先的に考慮した上、次のとおり保育所等の利用児童を選考するものとする。

- (1) 別表1に基づき基本指数を定め、別表2に掲げる指数を基本指数に加算減算した指数（以下「選考指数」という。）の高位者順に決定するものとする。
 - (2) 前号に掲げる方法により、選考指数が同点となる場合は、別表3に基づき優先順位を決定するものとする。この場合において、なお順位が決定しないときは、別表4に基づく調整指数の高位者順で優先順位を決定するものとする。
 - (3) 前2号に掲げる方法により、なお指数が同点となる場合は、別表5に基づき優先順位を決定するものとする。
- 2 前項第1号に掲げる基本指数は、父又は母のどちらか低い指数で選考するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める指数で選考するものとする。
- (1) ひとり親世帯の場合
父又は母の指数
 - (2) 父及び母が別居中の場合
児童と同居をしている保護者の指数
 - (3) 両親がいない場合

同居の祖父母等のうち、指数が高い者の指数

- (4) 育児休業取得中に地域型保育事業を卒園する場合
指数 8 とする。

3 第 1 項第 1 号に掲げる基本指数は、複数の保育を必要とする事由がある保護者については主たる事由の項目を適用し、複数事由の時間等の合算とする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、保育士の加配等が必要と判断される児童は、この選考基準を基に希望する保育所等と協議の上、別途選考するものとする。
(管外受託)

第 4 条 他市区町村から市内の保育所等（地域型保育事業のうち、家庭的保育事業を除く。以下この条において同じ。）への利用協議を受けるときは、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 保護者が市内で就労（月 64 時間以上かつ週 4 日以上の実働）している場合（就労内定を含む。）

(2) 保護者が本市に出産のため里帰りする場合

(3) その他市長が適当と認める場合

2 児童が保育を希望する日の前日までに本市に転入の予定がある場合は、次の各号により、本市への転入予定があることが確認できる場合に限り、市内在住者とみなして入所申請を受付けるものとする。

(1) 賃貸借契約書、土地売買契約書又は建物工事請負契約書の写し等、転入予定日及び居住予定地が確認できる書類

(2) 転入誓約書

3 前項の規定による入所申請を行い、保育所等を利用することになった者は、保育所等の利用開始日の前日までに次に掲げる手続きを行わなければならない。

(1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条に規定する本市への転入届

(2) 教育・保育給付認定の住所変更手続き

4 第 1 項に規定する協議を受けた場合は、原則として、市内在住者を優先するものとし、希望する保育所等に空きがあり、かつ、受入可能な場合に限り、利用を受託する。この場合において、利用調整に当たっては、第 3 条の規定を準用する。

5 前項の規定にかかわらず、第 1 項第 1 号に該当し、保育所等又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき設置された幼稚園で、保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）の規定に基づく国家戦略特別区域限定保育士を含む。）、幼稚園教諭又は保育教諭（以下「保育士等」という。）として就労（月 64 時間以上かつ週 4 日以上の実働）している場合（就労内定を含

む。)は、市内在住者と同等に取り扱うものとする。

(特別支援枠)

第5条 4月1次入所申請に限り、各公立保育所において支援が必要な児童の特別支援枠を設け、次の各号のいずれかに該当する市内在住児童のうち、当該枠による入所を希望する者（以下「特別支援枠利用希望児童」）で利用調整を別途行うものとする。

- (1) 身体障害者手帳を交付されている。
- (2) 療育手帳を交付されている。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を交付されている。
- (4) 特別児童扶養手当を受給している。
- (5) 児童発達支援センター在園証明書又は療育相談センター利用証明書を交付されている。
- (6) 医師の診断書等により情緒障がい児、自閉的傾向児、おおむねIQ70以下の知的障がい児であることが確認できる。

2 前項の利用調整は4月1次入所申請が保留となる見込みの特別支援枠利用希望児童を対象として行うものとし、利用定員に達したクラスがある場合は、当該クラスを除いて利用調整を行うものとする。利用調整に当たっては、第3条の規定を準用する。

(委任)

第6条 この利用調整基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、法の施行の日から施行する。

この基準は、平成27年度の希望児童の入所選考から適用し、平成26年度の希望児童に係る入所選考については、なお従来例による。

この基準の施行に伴い、「厚木市保育所入所選考基準」は廃止する。

附 則

この基準は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年度の希望児童の入所選考から適用し、平成28年度の希望児童に係る入所選考については、なお従来例による。

附 則

この基準は、平成30年度の希望児童の入所選考から適用し、平成29年度の希望児童に係る入所選考については、なお従来例による。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年10月1日から施行する。

この基準は、令和9年度の希望児童の入所選考から適用し、令和8年度の希望児童に係る入所選考については、なお従来例による。ただし、第4条については令和8年12月1日から適用とする。

別表 1 基本指数表（第 3 条第 1 項関係）

保護者の状況			基本 指数
No.	項目	細目	
1	居宅外就労	週 5 日以上 1 週 40 時間以上	10
		週 5 日以上 1 週 35 時間以上 40 時間未満	9
		週 4 日以上 1 週 24 時間以上	8
		週 4 日以上 1 週 20 時間以上 24 時間未満	7
		週 4 日以上 1 週 16 時間以上 20 時間未満	6
2	居宅内就労 （自営）	週 5 日以上 1 週 40 時間以上	9
		週 5 日以上 1 週 35 時間以上 40 時間未満	8
		週 4 日以上 1 週 24 時間以上	7
		週 4 日以上 1 週 20 時間以上 24 時間未満	6
		週 4 日以上 1 週 16 時間以上 20 時間未満	5
3	居宅内就労 （専従者）	週 5 日以上 1 週 35 時間以上	7
		週 4 日以上 1 週 24 時間以上	6
		週 4 日以上 1 週 16 時間以上 24 時間未満	5
4	居宅内就労 （内職者）	週 5 日以上 1 週 35 時間以上	6
		週 4 日以上 1 週 24 時間以上	5
		週 4 日以上 1 週 16 時間以上 24 時間未満	4
5	妊娠・ 出産	切迫流産等で入院加療等が必要	8
		出産予定日の産前 8 週間から産後 8 週間	6
6	保護者の疾病	入院又は入院に相当する治療や自宅で常時安静	10
		週 5 日以上週 40 時間以上の通院を常態とする。	8
		週 4 日以上週 16 時間以上の通院を常態とする。	7
		上記の程度には至らないが、保育に支障を来す。	6
7	い 保護者の障 が	精神障害保健福祉手帳 1・2 級又は療育手帳 A 1・A 2 の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	10
		精神障害者保健福祉手帳 3 級又は療育手帳 B 1・B 2 の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	8

		身体障害者手帳 1・2 級の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	10
		身体障がい者手帳 3・4 級の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	8
8	親族の介護・看護	臥床者・重度心身障がい者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週 5 日以上週 40 時間以上保育が困難な場合	7
		病人や障がい者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週 4 日以上週 24 時間以上保育が困難な場合	6
		上記を満たさないが疾病等のため親族の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、保育が困難な場合	5
9	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	10
10	通学・就学・	週 4 日以上週 32 時間以上の就学・技能取得	6
		週 4 日以上週 16 時間以上の就学・技能習得	5
		その他の就学・技能取得	3
11	求職	継続して求職活動を行っている。	2
12	虐待、DVのおそれがある	虐待、DVのおそれがある場合	10
13	その他	市長が保育を必要と認める場合	10

別表 2 基本加算減算指数表（第 3 条第 1 項関係）

No.	状況	加算減算
1	児童相談所等からの要請、又は児童に対する保護の必要性が、関係機関で確認された場合	3
2	ひとり親（母子・父子）家庭	2
3	生活保護利用世帯	1
4	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合（直近 3 か月以内）	2
5	地域型保育事業の卒園児	2
6	育児休業終了に伴い、職場に復帰する場合	1
7	育児休業取得時に一度退所し、復職時に保育所等に再入所の申込みをする場合	2
8	同一の保育所等に兄弟姉妹が入所している場合	2
9	保育所等及び幼稚園で、保育士等として就労（内定）している場合	3
10	保護者が 3 人以上の子どもを養育している場合	1
11	認可外保育施設等へ有償（月極）で預けている場合	1
12	過去 3 か月以上の保育料を滞納している（卒園児を含む。）。	－10
13	転園申請の場合	－4
14	児童を養育可能な 65 歳未満の祖父母がいる場合	－4
15	通信制大学、通信教育の学生である。	－1
16	夜勤を伴う勤務である場合	－1
17	居宅外就労先が内定の場合	－1

別表 3 優先順位表（第 3 条第 1 項関係）

優先度	順位	要件
A	1	虐待やDVのおそれがある。
	2	災害復旧
B	1	妊娠・出産
	2	保護者の障がい
	3	保護者の疾病
	4	親族の介護・看護
C	1	居宅外就労
D	1	居宅内就労（自営）
	2	居宅内就労（専従者）
	3	居宅内労働（内職者）
	4	就学・通学
	5	求職

別表 4 調整指数表（第 3 条第 1 項関係）

No.	状況	調整指数
1	児童相談所からの要請、又は児童に対する保護の必要性が確認された。	2
2	ひとり親（母子・父子）	2
3	市内に子どもを養育可能な 65 歳未満の親族が居ない場合	1
4	育児休業後に職場に復帰する場合	1
5	保護者が 3 人以上の子どもを養育している場合	1
6	求職活動状況を証明する書類の提出がある場合	1
7	子どもを職場に帯同しており危険物を扱う職種の場合	1
8	両親不在の場合（里親を含む。）	3
9	保護者が身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳 1 級の 1 つに該当する場合	1

別表 5 優先順位表（第 3 条第 1 項関係）

順位	状況
1	児童に対する保護の必要性が、児童相談所等の関係機関で確認されている。
2	ひとり親
3	生活保護を受けている。
4	第三子以降の申請である。
5	育休明けの申請である。
6	兄弟姉妹と同一施設を希望
7	市内に児童を養育可能な祖父母がいない。
8	入所保留となっている期間が長い。
9	利用者負担額が低い。